

令和3年2月5日

緊急事態宣言延長における本社の対応について
(令和3年2月5日時点)

一般財団法人川崎市まちづくり公社

政府による「緊急事態宣言」が延長されましたので、本社においても、これまでも行ってきた感染拡大防止策をさらに推進し、必要不可欠な業務を安定的に実施するため、施設利用及び業務の制限を延長いたします

また、本社の新型コロナウイルス感染者拡大防止の対応期間を国の緊急事態宣言の終了が予定されている3月7日（日）までの間といたします。

また、政府により事前に解除された場合又は期限を過ぎても対応の必要がある場合はこの限りではありません。

緊急事態宣言発令中の一部施設の対応

○新川崎・創造のもり

- ・管理室の業務時間は8：30～17：15（昼休み12：00～12：45）とします。
- ・土日休日は、職員が不在の場合がありますので、事前に連絡のうえ調整願います。
- ・会議室の申込み及びご利用は事前に管理室との調整が必要です。
- ・一般駐車場はご利用できます。

○ハウジングサロン

- ・2月8日（月）以降の各種相談業務は中止します。
- ・令和2年度中の「マンション管理基礎セミナー」は開催いたしません。

感染拡大防止へのご協力

- ・発熱等、体調に不安のある方は来社をお控えください。
- ・マスクを着用してください。
- ・入口での手指消毒にご協力ください。

市民ならびに事業者の皆様には引き続きご不便をおかけしますが、今しばらくの御協力をお願いいたします。